

第29回京都市廃棄物減量等推進審議会 次 第

平成14年10月25日(金)
平安会館・白河の間

1 開 会

13:30

事務局挨拶、委員ご出欠確認

2 議 題

- (1)これまでの検討経過について
- (2)これまでの検討経過を踏まえた施策の方向性について
- (3)その他

3 閉 会

16:00

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略 : 五十音順)

今西	恒子	聖護院学区ごみ減量推進会議 会長
植田	哲次	京都工業会 専務理事
上原	任	京都市環境局長
大沢	正典	日本チェーンストア協会関西支部 参与
郡嶺	孝	同志社大学経済学部 教授
小堀	脩	京都商工会議所 専務理事
佐々木	佳代	同志社女子大学生活科学部 教授
篠田	進	京都市小売商総連合会 専務理事
枚本	育生	環境市民 代表理事
大工	幸一	京都清掃業協同組合 専務理事
高月	紘	京都大学環境保全センター 教授
中島	和子	京都市生活学校連絡会 会長
西川	富久子	京都市地域女性連合会 常任委員
西田	哲郎	京都百貨店協会 会長代理 (株) ジェイアール西日本伊勢丹 取締役総務部長)
原	強	京都消費者団体連絡協議会 代表幹事
檜村	久子	京都女子大学現代社会学部 教授
松本	明光	京都商店連盟 常任理事
村尾	強	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
山内	寛	京都市保健協議会連合会 会長

(: 会長 : 会長職務代理者)

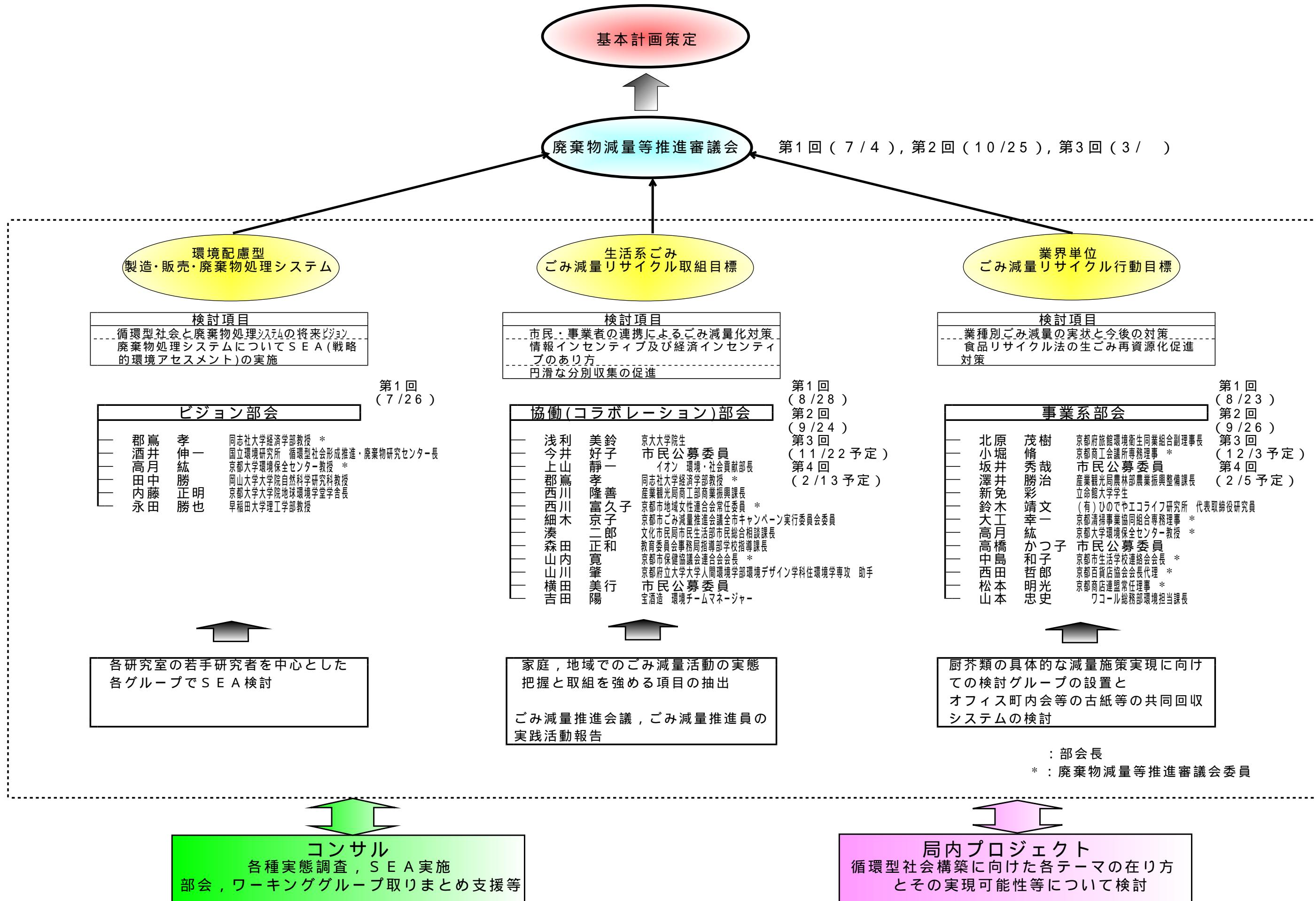
平成 14 年 10 月 25 日

《資料》

1	これまでの検討経過について	
1 - 1	審議会の体制	1
1 - 2	部会委員の市民公募の際に寄せられた意見の概要について	2
1 - 3	これまでの検討内容（委員からの主なご意見）の整理	4
2	これまでの検討経過を踏まえた施策の方向性について	
2 - 1	ごみ減量化に向けた施策の方向性	6
2 - 2	計画見直しにあたり留意すべき上位計画等と数値目標設定	13
3	廃棄物減量等推進審議会のスケジュール	18

1 これまでの検討経過について

1 - 1 審議会の体制



1-2 部会委員の市民公募の際に寄せられた意見の概要について

【全般】

環境に配慮しようとすれば、短期的には経済成長を阻害する要素もあり痛みをともなうが、将来に備えて実行していくべきである。

ごみ減量のため、学校給食の牛乳は紙パックからびんへ、ごみ袋の有料化、電球蛍光灯などは各事業所で回収、処理等を図ってはどうか。

児童への環境教育、環境学習の推進し早い段階から環境意識の定着を図るべきである。基本計画にあげられたテーマを現実のものとするための仕組み作りが重要である。

市民の環境への意識レベルは向上しているが、それが行動としてともなっていない。これを埋めるための環境整備が必要。

ごみ減量の推進のためには、科学的な分析だけでなく、そこに暮らす人の文化や風習を踏まえ、総合的な人間学の要素を取り込んだ対応も必要。

京都の「始末の文化」の精神をごみ減量の仕組みに反映させてはどうか。

市職員、特に市民と接する職員は、ごみ減量に対する意識の向上が必要。

ごみを減らして節約したお金を福祉や教育に生かし、真に豊かなまちづくりをすすめるべき。

受益者負担、汚染者負担の考え方を徹底するとともに、並行してごみ減量、発生抑制に取り組んだ事業者や市民への優遇措置も考えるべき。

市のごみの現状や減量の努力が目に見える形で常に市民に発信できるシステムづくりが大切。

ごみ問題について、例えば「リサイクルされればそれでよい」というように、一人一人が異なる一部の視点のみからの理解しかなされていない。まず社会的なシステムとしての全体像を個々が共通の認識として持ちながら議論を始めるべきである。

製造、販売レベルで廃棄物になる可能性のあるものは作らない、売らない。そのために府県市の広域条例を策定して「企業倫理」に徹した指導、育成を図っていくべき。製品を売る生産者の責任がもっと論じられるべきである。地球への環境負荷の軽減が重要であるにもかかわらず、例えば販売方法がそういうシステムとなっておらず、消費者はそれを選択できない。（例えば缶の自動販売機はあるが、内容物だけを売るシステムはないなど）

環境マネジメントシステムを導入している企業は分別排出までは、十分実効されているが、その後の収集や再資源化がうまく運用されているかそのチェックシステムをつくるべき。

【発生抑制、再使用】

市民への啓発活動に、退職されて意欲のある方をボランティアとして発掘し、ごみ減量実行委員として委嘱して活動にあたってもらってはどうか。

レジ袋の有料化と空きビン、空き缶等にデポジット制の導入を検討してはどうか。

行政から市民へのごみ減量に資する効果的な情報開示・情報伝達の仕組みづくりが必要。

ごみの発生抑制のためグリーンコンシューマー活動を推進するべき。

モノがそのままの形で、長く、繰り返し大切に使われる仕組みをつくるべき。

学区規模のコミュニティ単位でごみ減らしを進める自治システムをつくるべき。

例えば、資源ごみの分別収集及び不要物品等の修理交換を行う循環パークを学区ご

とにつくるとか地区のお祭りやイベントでの使い捨て容器回避によるゼロエミッショ
ン達成など

めぐるくんの店の認証制度を市民，関係事業者の参加，協働で改善するべき。

賞味期限切れの食品については，消費者が買わないため廃棄処分されている。その利用方法を考えるべきである。また宴会の食べ残しが出ないようなシステムも考える必要がある。

電化製品の修理の場合，その壊れた一部のパーツだけでなく，全体を取り替えなければならない。しかも取り替えた場合，その商品そのものを買うより高くつく時がある。このシステムを根本から見直す必要がある。

【リサイクル】

リサイクルが良いというのが世間の共通認識であるが，リサイクルには非常にコストがかかり，この認識がそもそも誤りである。

資源ごみの混合収集は分別収集に改めてはどうか。

生ごみ処理機への助成制度とＪＡとタイアップしたコンポストのルート作りをすすめてはどうか。

ＥＭボカシを活用した有機質肥料による循環型農業等の実現を目指すべき。

伝統的な循環システムである古紙の集団回収を健全なものとして再構築するための仕組を検討することが重要。

容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの取組は，完全実施に向けての途上にあることを明確に市民に伝えることが必要。とくにこの分野では，P D C Aマネジメントを継続し，「廃棄物会計」を開示してコスト負担の現状を市民に伝えることが重要。家庭ごみは地域レベルで無駄なものは出さない活動を推進する。そのために，自治会の地域ぐるみでのボランティア活動を仕掛けるなどの工夫をすべき。

再資源化可能廃棄物については，分別排出すればもっと安価な費用で処理できるシステムづくりが重要ではないか。

【適正処理】

ごみ排出量を2010年までに半減し，将来はごみの焼却炉ゼロを目指すべき。

全量焼却体制の堅持が，ごみ問題に対する危機感の欠如を生み，資源ごみの分別収集を遅らせてきた。これを早急に見直すべきである。

1-3 これまでの検討内容（委員からの主なご意見）の整理

検討事項	廃棄物減量等推進審議会	ビジョン部会	協働部会	事業系部会
廃棄物処理の現状について	・分別収集している缶、びん、ペットボトルや拠点回収している乾電池の処理コストは非常に高い。			・事業系ごみの処理体系について、市民はほとんど情報を持っていない。コスト面を含め情報提供が望まれる。 ・市の受け入れていないものも含め、市全体での事業系一般廃棄物のマテリアルフローを明らかにする必要がある。
基本計画見直しの方向性	・見直しの方向性として発生抑制を大きく打ちだした点を評価したい。 ・基本計画により、CO ₂ 排出量がどのように削減されるのか示すべき。	・循環型社会への転換を念頭に置いて、進化や発展を「物質的」「経済的」な発展ではなく、今後は「安心」を含めた効用（環境効率）で評価することになっていく。 ・京都に従来からあった「始末」というよい言葉の実践が必要。 ・循環の量的・質的大きさ（ショートサーキットか、広域化か）は対象物の特性、地域の特性などにより変わってくる。 ・従来型の地域コミュニティがすでにない可能性がある。復元が必要。	・基本計画により、CO ₂ 排出量がどのように削減されるのか提示していくことが必要。	・数値目標について、国等の数値に合わせのではなく、より進んだものとすることが必要。 ・目指すべき社会のビジョンを明確にし、市民にわかりやすい形で提示することが必要。
グリーンコンシュマー・グリーンカンパニー	・プラスチックごみが非常に多い。プラスチック以外の素材への転換やリユースの促進が必要。 ・過剰包装の削減を促進することが必要。 ・拡大生産者責任の考え方に基づき製造業も巻き込んで、計画作りの議論を行うことが必要。	・資源有効利用促進法など各種法律の制定に伴い、上流側の対策は相当に進みつつある。こうした取組の情報が一般に伝わっていないことが問題。 ・コミュニティビジネスなど、従来型ビジネスとは異なる形態でごみ減量化に取り組む主体が、京都でも出てくることが望ましい。 ・大学祭を“ごみなし祭”とすることはよいアイディア。京都に多い大学生を巻き込んだ取組が望ましい。 ・無関心層をいかに巻き込むか、検討が必要。	・無関心層をいかに巻き込むか、検討が必要。 ・行政、事業者に加え市民を巻き込んだ「京都版グリーン購入法」の整備が必要。 ・市民にグリーンコンシュマーの意義を体感させることが必要。 ・市民の属性（性別、学生・社会人、年齢、単身世帯かどうか）に応じてごみに対する意識が異なるため、それぞれに応じた対策が必要。 ・学生の多い京都では独自のプログラムができるのではないか。	・環境に配慮した企業に優先的に入札するような施策が必要ではないか。
情報インセンティブ	・廃棄物の処理コストについて市民に積極的な情報提供を行うことが必要。 ・市民の声を反映させる仕組みを整えるべき。 ・ごみ減量推進会議の意見を反映させるべき。 ・市内各所にごみ問題についての市政支援者がいて、そこから情報発信していく体制を作ることが重要。 ・市民から直接意見を吸い上げる、パブリックコメントの活用など様々な手法の利用を検討すべき。	・廃棄物の処理コストについて市民に積極的な情報提供を行うことが必要。	・何らかの取組効果を示されれば、参画する市民も多いはず。効果のフィードバック、広報が必要。 ・市民に向けて、ごみに関わる情報や体験学習の場を提供するイベント（例：“ごみ祭り”）を開催してはどうか。 ・小規模のタウンミーティング（市民と行政による対話集会）等の導入を検討すべき。 ・地域のリーダーを通じた情報流通、取組の活発化を進めるべき。 ・商店街を核に、PTAや学校と連携した情報発信、減量化の取組の可能性を検討すべき。 ・グリーンページ（リサイクル・リペアショップ案内、循環配慮・グリーン購入可能店舗ガイドなど）を作成してみてはどうか。その際、外国語版の作成やWeb以外での情報提供の方法を検討すべき。 ・意識の低い人に対しては、コストに換算して情報提示することが効果的。	・ごみ減量推進会議と商工会議所等が連携していくことが必要。 ・中小の事業者を中心、一般的にごみに対する意識が低い。なぜ、減量が必要か説明することが必要である。 ・（特に中小の）事業者として、減量化の取組について相談できる窓口が欲しい。 ・情報流通を促進する仕組みの整備が必要。
経済的インセンティブ		・努力して取り組んだ人が得をする仕組みが必要。 ・エコマネーについては、何とか京都市内でモデル（先駆事例）を立ち上げることが必要。	・家庭ごみ有料化については、減量化や分別収集への取組を実施する等の後に、段階的に実施を検討すべき。	・事業系ごみの搬入料金の設定については、関東に多く見られるように原価に近い形にすることの必要性と実現可能性について検討していくことが必要。 ・手数料の値上げや指定ごみ袋の導入などで経済的インセンティブを付与することが効果的。

検討事項	廃棄物減量等推進審議会	ビジョン部会	協働部会	事業系部会
分別収集及び集団・拠点回収		<ul style="list-style-type: none"> 分別収集・拠点回収の対象品目については、化学物質コントロールの視点からの検討も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 分別徹底のため、有料化、指定袋製、透明袋の導入、拠点回収の拡大などを検討すべき。 モデル地域を指定して、確実性の高い施策のみを実施する方向とすべき。 分別収集については、必ずしも行政が全てを行う体制を考える必要はない。コミュニティビジネスなどと組み合わせることも検討すべき。 ペットボトルについては、排出マナーの向上が重要。 意識の高い地域を中心に3種分別を実施することも有効ではないか。 不適切に排出されたごみの収集拒否や分別状況の確認・指導といった体制を整備する必要がある。 ハイテクによるリサイクルは費用等の面からも限界。手作業などローテクの導入が効果的。 分別収集及び集団・拠点回収の促進の観点から、まち美化事務所の役割を強化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみとして分別収集が促進されるような契約形態等が、排出事業者と許可業者の間に必要。
厨芥類の減量化	<ul style="list-style-type: none"> 商店街では大量の生ごみが出るので、商店街を核にした生ごみの循環の仕組み作りを検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しや手つかず食品が多く排出されているのは非常に問題。まずは、これを改善すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 調理くずと残飯を別々に集め、調理くずは堆肥化し、残飯はバイオガス化するようなシステムも有効。 堆肥化については、農家と排出事業者が顔の見える関係であれば、循環が形成しやすい。 排出者と利用者の間でのルール作りが必要（特に安全性確保の観点から）。 モデル旅館を設定して、減量化の取組進めいくことがよい。 小規模の事業者は独立で受け皿を見つけることは困難であり、協同化の推進が求められる。
プラスチック類の減量化		<ul style="list-style-type: none"> マテリアルリサイクルかサーマルリサイクルかについては、戦略的環境アセスメントを実施し、京都の地域特性を考えた上で選択する。 		
紙類の減量化				<ul style="list-style-type: none"> 新聞販売店による古紙回収支援について、京都市における実施可能性を検討する必要がある。
マネジメントの強化		<ul style="list-style-type: none"> P D C A サイクルは市民サイドの取組についても有効。いかに取り込んでもらうか方策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施策の進捗について、定量的な評価指標等を含んだ評価システムの構築・運用が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001やKESは効果的なツールである。事業者がこれらに取り組むインセンティブを付与することが必要。 減量計画書の情報の有効活用が望まれる（フィードバック、優良事業者の評価、データの公表）。 市の体制としてきめ細かく事業所指導できる仕組み（例えば、まち美化事務所の役割強化）が必要。 事業者団体自らが、マネジメントの仕組みを構築することも重要。 モデル（先進）企業から、他の企業へ人員を派遣して指導する仕組みがあつても良い。

2 これまでの検討経過を踏まえた施策の方向性について

2-1 ごみ減量化に向けた施策の方向性 (各部会での検討を踏まえて)

1. 計画見直しの背景(参考資料19・20ページ参照)

循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の制定等により、廃棄物の処理責任は自治体から排出者・生産者へ、廃棄物対策の重点は焼却・埋立から発生抑制・再使用の上流対策に移行しつつある。

現行基本計画が、廃棄物処理法や各種リサイクル法等で示される数値目標を満たさない場合があり、上位計画と整合を図る必要がある。

また、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、廃棄物の定義、廃棄物の区分、排出者責任、拡大生産者責任について、見直し等の検討が進められているところ(平成14年中に最終取りまとめ)

2. 京都市の廃棄物処理の現状と課題(参考資料21～25ページ参照)

京都市の処理するごみ量は、近年年間80万トン前後で推移している。ごみの種類別にみると、

- ・家庭系ごみ(定期収集ごみ、大型ごみ)量については、近年漸減傾向にある。
- ・事業系ごみのうち、業者収集ごみについては、横ばいで推移している。
- ・事業系ごみのうち、持込ごみについては、減少傾向にある。

持込ごみの減少は、平成13年7月の持込ごみ手数料の改定及び累進制の導入、多量搬入者を対象とした事前登録制度の実施等によるものである。

ごみ質でみると、定期収集ごみ及び業者収集ごみでは、厨芥類、紙類、プラスチック類が中心であり、これらに重点をおいて対策を行う必要がある。なお、持込ごみに多く含まれる木類等については、建設リサイクル法の施行を契機として、本年7月より、木くず、コンクリートくず及びアスファルト・コンクリートくずの搬入を原則停止したことから、今後さらなる減量が見込まれる。

家庭ごみ及び業者収集ごみの発生量の多くを占める厨芥類、紙類、プラスチック類については、現在のごみ処理システムをベースとした場合、以下のような課題等がある。

《プラスチック類》

- ・飲料用のボトル以外は比較的汚れたものが多く、また異なる樹脂や複合素材などで構成されていることから、マテリアルリサイクルに困難性がある。プラスチックは熱量が高く、こうした場合、エネルギー回収が効果的
- ・かさばるため、収集運搬が高コスト

《紙類》

- ・紙製容器包装や雑誌は製紙原料として低質であり、供給も過剰気味。従って、容器包装リサ

イクル法に基づく再商品化法の中で燃料化も位置付けられている状況にある。

- ・古紙市況により雑誌類の市収集ルートへの流入量が変化
- ・OA用紙の使用量が多い事業所からの排出も多い

《厨芥類》

- ・事業系に対して食品リサイクル法が成立
- ・観光都市京都市の特性として排出量が多い
- ・プラスチック類・紙類を分別すると、清掃工場での発熱量が低下し、厨芥類の処理に影響
- ・焼却以外の処理技術の台頭（エネルギー資源、あるいは有機性資源としての活用）

なお、プラスチック類、紙類の容器包装については容器包装リサイクル法に基づく再商品化ルートが存在（一部費用を特定事業者が負担）するものの、自治体の費用負担が重い、使い捨て容器の使用削減に向けたインセンティブ不足等の問題がある。

すでに拠点回収が実施されている、乾電池、二次電池、廃食用油並びに古紙・新聞・雑誌・段ボールについては、回収率を向上させる仕組みづくりが必要。

また、注射器・注射針などの医療器具、農薬・薬品並びにガスボンベ等、有害性が顕在化する恐れのある廃棄物については、事業者との連携の中で適正な収集運搬や処理処分を確保することが必要。

従来、京都市の廃棄物対策は焼却・埋立に依存してきたが、内陸都市であるため新たな処分場確保に限界があり、発生抑制、再使用、再生利用等に向けた取組が必要。

3. 基本的な考え方（参考資料26ページ参照）

ごみとして出てきたものを処理するという考え方ではなく、“そもそもごみとなるようなものの利用を抑制し、なお排出されるものについては出来るだけリサイクル、残るものについては適正に処理する”という考え方を基本とし、資源の利用効率の高いまちを実現するべき。そのためには以下のようない考え方方が基本となる。

行政のみが取り組むのではなく、個々の市民・事業者が自覚を持って、ごみ減量化に主体的に取り組む

このような市民・事業者の行動の基盤となるのは情報であり、京都市と市民・事業者の間でのごみ減量に関わる情報コミュニケーションの充実が重要

また、市民・事業者の取り組みをさらに促進していくためには、努力した者が報われる仕組みの導入が有効

上記のような取り組みを継続的に行っていくためには、京都市による取り組みの進捗管理体制の確立は当然のこととして、取り組み成果のフィードバックを含めて市民や事業者においても各々の取り組みと状況を自ら評価、見直しをするP D C Aサイクルの充実が必要

また、ごみ処理の視点から京都市の発展・将来像を計画の中で明確化すべき。具体的には、京都市の特徴を生かした以下のような事項が基本となる。

2 R型エコタウン（物から機能へ リデュース、リユース）
既存ストックを活用しつつ「成長・進化」させる都市
21世紀型伝統産業（再生可能資源（紙・木・繊維）の産業）創成

上記に加え、以下のような事項を、基本的な考え方として盛り込むべき。

「元気が出る」明るい循環型社会
高齢化への対応
安全・安心

廃棄物処理システムの構築にあたり、経済性、地域特性に加え、京都市の循環全体を見渡した環境負荷の削減を重視するものとし、そのための手法として戦略的環境アセスメントを試行的に導入していくべき。

4. 数値目標の設定（参考資料27ページ参照）

廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理計画では、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み等の事項を定めることが規定されている。現行基本計画が、廃棄物処理法や各種リサイクル法等で示される数値目標を満たさない場合があり、上位計画と整合を図る必要がある。

特に、発生抑制など上流対策の取組強化により、発生量そのものを減少させる必要があるほか、最終処分量の最小化に向けて数値目標を見直す必要がある。

COP3開催都市であることを念頭に、ごみ減量によるCO₂の排出削減効果を、数値化して示す必要がある。

5. 家庭ごみの減量化に向けて

（1）家庭におけるごみ減量化の取組の支援

一般家庭における（購入時選択など発生抑制を含む）ごみ減量化の努力を促進・支援するため、あらゆる機会をとらえ、多様なリートを通じた情報提供、意識啓発策を幅広く展開、強化することが必要。

特に、廃棄物処理原価、新たな分別収集品目の検討段階等におけるコストと効果について、積極的に市民に情報提供を行うことが必要である（参考資料28ページ参照）。

この際、対象者に応じた方策（内容、媒体、頻度 等）を工夫するとともに、市民全体の環境意識のレベルアップが図れるよう、そのための核となる地域リーダーの育成を図っていくことが重要。

情報インセンティブを中心とした方策としては、例えば、

グリーンページ（リサイクル・リペアショップ案内、循環配慮・グリーン購入可能店舗ガイドなど）の作成
理解の容易な“ごみ分別”辞典の作成
イベント“ごみフェスタ”による市民アピール
循環教育の充実（総合学習への組み込み）
地域リーダー育成プログラムの実施（学生組織、NPO等の活用）
身近なごみ減量化情報拠点としての店舗、商店街での活動の充実
優良取組事例に対する表彰・懸賞制度
市民を対象としたグリーン購入制度
モデル地域へのエコマナーの導入
二次電池、パソコンなどの回収システムの周知
行政区別（あるいはもう少し小さい地域ごと）の廃棄物排出量の市民への提供
などがあげられる。

また、経済的インセンティブを中心とした方策としては、例えば、

指定袋制を含めた家庭ごみ収集の有料化
生ごみ処理機の購入支援
古紙など集団回収への支援
レジ袋税の導入
などがあげられる。

なお、家庭ごみ収集の有料化については、減量化に一定の効果が期待できるものの、それ以前にリサイクルルートの拡充や透明袋の義務化による分別マナーの徹底などが先行すべき。分別マナーの徹底については、適正排出の指導強化・徹底のための組織体制が必要である。

（2）事業者との連携による家庭ごみ減量化の促進

事業者（主として販売事業者）が市民と連携することによって家庭ごみ減量化を促進する取組を支援する。具体的には、（1）に例示した“身近な情報拠点としての店舗、商店街での活動の充実”的に、

マイバッグ・キャンペーン、量り売りや無包装・簡易包装運動の強化・定着などによる包装ごみの発生抑制
地域の身近な回収拠点としての店舗、商店街の機能の拡充・強化
モデル地域・モデルイベントでのデポジット制度の導入
などがあげられる。

特に、については、家庭ごみの分別収集の全体体系のなかで、京都市自身による行政回収システムを補完するなど、一定の役割を担うことが期待される。（分別収集システムの方向については7.で後述）

6. 事業系ごみの減量化に向けて

(1) 事業者によるごみ減量化に向けた情報提供の充実

事業者が事業系ごみの減量化に取組んでいくためには、事業系ごみ処理に要するコストを含めて京都市が抱える課題や排出事業者自らの排出状況・位置づけについて、個々の排出事業者自らが正確に認識することが基本となる。

このためには、京都市からの積極的な情報提供とともに、排出事業者が減量化に取り組む際のガイドとしての事例集や相談窓口の充実などが必要である。この際、行政による対応のみならず、事業者の主体的な役割意識のもとに、業界団体等を通じて情報提供、啓発活動を実施・強化することが、その効率・効果の視点からも有効である。

事業者団体を通じたごみ減量化のための情報流通体制の整備

(2) 行政・事業者が連携したごみ減量マネジメントシステムの確立（参考資料 29～32 ページ参照）

京都市では大規模事業所に対する減量指導を、事業者においては KES 及び ISO14001 による取り組みを進めてきているところ。

減量計画書については、マネジメントのための良い手段であり、さらなる活用の工夫が必要。

方策としては、例えば、

KES 等の自主的取組と減量計画書運用との連携（手続きの簡略化等のメリット付与）

減量計画書の公表、優良事業者に対する表彰などの仕組み

減量計画書の評価の事業者へのフィードバック

減量計画書の対象範囲の拡大

事業所に対する立入調査・指導の仕組み（組織体制、方法）の構築

事業者団体を通じた指導の仕組み（組織体制、ツール）の構築

業種別自主行動計画の策定と運用

業界毎のモデル企業による実施と経験の展開

などがあげられる。

なお、事業者によるごみ減量マネジメント強化に資する経済の方策としては、例えば、

処理原価に近い搬入料金の設定

指定（透明）袋による適正排出の推進に加え、指定袋による搬入料金徴収の仕組みづくり
などもあげられる。

(3) 事業者による厨芥類の減量化の取組み（参考資料 32～34 ページ参照）

（第2回事業系部会では発生抑制を中心に議論）

厨芥類の減量化に向けては、“食事の事前相談”、“前処理された食材の購入”などの発生抑制策や“調

理くずと残飯の分別”といったリサイクル（堆肥化等）のための配慮が実施可能で、かつ厨芥類減量化のために効果的。

また、循環システムの構築にあたっては、ごみの排出側と再生品の受入側を上手くつなぐコーディネート機能が重要。

したがって、例えば、

対応可能な事業者によるモデル的な厨芥類減量化取組みの実施と普及

食と農をつなぐコーディネート機能の整備

食品リサイクル法の周知

などが施策メニューとしてあげられる。

なお、上記のような取り組みにより、可能な限り発生抑制及び堆肥化等の取り組みを推進するものの、都市部におけるリサイクルという点を考えると、受皿の面からバイオマスエネルギーとしての利用も視野に入れた検討が必要。

今後、新たに協議会を立ち上げ、関係者間で厨芥類の再資源化に向けた最適なシステムについて検討予定。

(4) 事業系の容器包装・古紙等の資源化可能物のリサイクルの取り組み

事業系ごみのうち、有価物については民間（市場）ベースでリサイクルの取り組みがなされているものの、ペットボトルについては排出事業者の追加的コスト負担がなければリサイクルされない状況。また、他の資源についても、必ずしも十分なりリサイクルがなされているわけではなく、そのシステムも市況に左右されるなど不安定。

また、民間ベースでのリサイクルについては、現状、京都市にある事業者だけではその資源化容量が不足していることもあり、今後、民間サイドでの資源化のための受け皿整備が必要。

なお、事業系の資源化可能物のリサイクルについては、家庭ごみも含めて、全体として効率的な再資源化システムを構築することが必要。

7. 分別収集システムのあり方について

現状の京都市における分別収集、集団回収、拠点回収の状況は下表に示すとおり。京都市では缶、びん、ペットボトルの分別収集を実施しているほか、プラスチック製容器包装のモデル収集、小型金属類の試行的な分別収集を実施している。また、紙パック、乾電池、廃食用油の拠点回収を実施している。

食品トレイについては一部の店舗で拠点回収が、古紙については集団回収が、二次電池については協力店等により拠点回収が実施されている。

品目	分別収集	集団回収	拠点回収
缶、びん、ペットボトル			
紙パック			
乾電池			
小型金属類	1		
廃食用油			
プラスチック製容器包装 (食品トレイを含む)	2 (モデル収集)		(トレイのみ)
紙製容器包装			
厨芥			
古紙(新聞、雑誌、段ボール)			
古布			
二次電池			
医療器具(注射器、注射針)			
有害物質を含む物(バッテリー、農薬、薬品等)			
シンナー、灯油の容器、火薬、小型ガスボンベ等			
電気製品、家具・寝具	市が大型ごみとして回収		
家電4品目(テレビ、冷蔵庫、クーラー、洗濯機)	法律に従い回収・リサイクル		
自動車			

:市全域で実施(市が主体) :市全域で実施(民間が主体)

:一部地域で実施(市が主体)

1:平成14年10月より試行的に実施。

2:平成11年度よりモデル収集を開始(平成13年2月より対象を2,000世帯に拡大) 平成14年10月からは対象を11区、14,000世帯に拡大。

中心をなす缶、びん、ペットボトルの分別収集については、現在、3種混合収集を行っている。他都市ではこれらの品目を個別に収集している場合もあることから、一部より批判も寄せられている。一方で、京都市の現状のごみ回収に要するコストをこれ以上増大させないことも重要な要請であり、現有の車両や施設を最大限利用することを基本に、リサイクル率を上げる、さらに資源化可能物についてリサイクル品目の拡大を考えていくことが必要。

このためには、全てを行政に依存するのではなく、市民、事業者が主体となった集団回収や拠点回収を適切に組み合わせるべき。また、以下のような視点からごみ収集システムを考えいくことが必要である。

- ・ 従来、民間でリサイクルされているものについては、それをより安定的なものになるよう支援していくとともに、排出された資源化可能物については、量の多い物については分別収集、量の少ないものについては集団回収や拠点回収を組み合わせることが有効
- ・ 費用対効果の検証を含めたモデル的実施とコスト負担を認識した上での分別収集方式の選択、分別マナーの程度に応じた地域限定での実施など柔軟な対応が重要
- ・ 民間ルート(市場ベース)ではリサイクルされにくい事業系の資源化可能物については、家庭系と併せた再資源化システムの構築が効率性の面から重要

2-2 計画見直しにあたり留意すべき上位計画等と数値目標設定

1. 基本計画に盛り込むべき事項と数値目標設定に関する上位計画等

廃棄物処理法第6条第2項に基づき、一般廃棄物処理計画では、当該市町村内的一般廃棄物の処理に関し、以下の事項を定めることが規定されている。

- ・一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ・一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
- ・分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ・その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

廃棄物処理法第6条第3項に基づき、地方自治法第2条第4項の基本構想（京都市では平成13年8月に「京都市基本構想」を、また、これに基づき「京都市基本計画」を策定）に即して一般廃棄物処理計画を定める必要がある。

現行基本計画が、廃棄物処理法等で示される数値目標を満たさない場合があり、これらと整合を図る必要がある。計画見直しにあたり、以下の計画等と整合を図るべき。

- ・循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月予定）
- ・廃棄物処理法に基づく基本的な方針（環境省告示第34号、平成13年5月）
- ・京都府循環型社会形成計画（平成15年3月予定）

また、個別リサイクル法で示される数値目標を満たさない場合があり、これらと整合を図る必要がある。計画見直しにあたり、以下の法律と整合を図るべき。

- ・食品リサイクル法に基づく基本的な方針（平成13年5月）
- ・建設リサイクル法に基づく基本的な方針（平成13年1月）

2. 数値目標について整合を図るべき上位計画等

循環型社会形成推進基本計画（たたき台、平成14年9月環境省）（参考資料37～64ページ参照）

基本計画に盛り込む数値目標

- ・物質フロー（マテリアル・フロー）指標に関する目標（参考資料43ページ参照）

「入口」：資源生産性（=GDP／天然資源等投入量）

「循環」：再生利用率（=再生利用量／経済社会に投入されるものの全体量）

「出口」：最終処分量（=一般・産業廃棄物最終処分量）

- ・取組指標に関する目標（参考資料43・44ページ参照）

循環型社会形成に関する意識・行動の変化（参考資料58ページ参照）

化石系・金属系・非金属鉱物系・バイオマス系別の取組の進捗度（参考資料59～61ページ参照）

循環型社会ビジネスの成育度（参考資料62ページ参照）

- ・その他

上記の目標に加え参考として、各主体が設定する自主的な目標などをフォローアップ（参考資料63・64ページ参照）

廃棄物処理法に基づく基本的な方針（環境省告示第34号、平成13年5月）

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

京都府循環型社会形成計画（専門委員会取りまとめ、平成14年10月）

廃棄物量等の目標

・総量目標

排出量

一般廃棄物の排出量は、これまでの排出量の推移、人口推移等をベースに推計すると、平成11年度の122万トンに対して平成22年度には132万トンに増加すると予測されるが、府民、事業者の排出抑制行動等により、112万トンまでに抑制する（対平成11年度8.2%減）

再生利用率

再生利用率は、現状のまま推移すると、平成11年度の5.2%に対して平成22年度には、5.6%に増加すると予測されるが、再生利用施設の整備促進を図ることなどにより22.2%までに上昇させる。

減量化率

減量化率は、現状のまま推移すると、平成11年度の73.6%に対して平成22年度には73.4%になると予測されるが、今後は再生利用の向上が図ることとし、単純な減量は66.4%とする。

最終処分量

最終処分量は、現状のまま推移すると、平成11年度の26万トンに対して、平成22年度には28万トンに増加すると予測されるが、排出抑制や再生利用を図ることにより、13万トンまでに抑制する（対平成11年度50.0%減）

・生活系ごみに係る目標

一般廃棄物のうち家庭生活系の廃棄物については、個人の取組目標として、一日一人あたりのごみ排出量の削減目標（生活系ごみの排出量：一人一日あたり30g（たまご半分）の削減）を設定する。

・事業系ごみに係る目標

一般廃棄物のうち、事業系ごみの排出量については、削減目標（事業系ごみ排出量：対平成11年度15%減）を設定し、紙類、厨芥類、その他ごみの排出を抑制する。

府民や事業者等の取組に係る目標：以下の項目について数値目標を設定

・府民の取組に係る目標

買い物袋を持参したり、レジ袋を断ったりしている人の割合
過剰包装や不要な包装を断っている人の割合 など

・事業者の取組に係る目標

廃棄物減量等に係る計画を策定している事業所の割合
環境ISO認証取得事業所数 など

・行政による府民・事業者の取組促進に係る目標

廃棄物再生事業所登録数（府）

ゼロエミッション推進事業所数 など

食品リサイクル法に基づく基本的な方針（平成 13 年 5 月）

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成 18 年度までに 20% に向上させることを目標とする。ただし、平成 13 年度の時点において既にこの目標を上回る食品循環資源の再生利用等の実施率を達成している食品関連事業者にあっては、現在の実施率を維持向上させることを目標とする。

- ・ 食品関連事業者：食品の製造、流通、販売、外食などの業者
- ・ 食品循環資源：食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの
- ・ 再生利用等：発生抑制、再生利用（飼料・肥料等として利用等）、減量（乾燥・脱水等）

建設リサイクル法に基づく基本的な方針（平成 13 年 1 月）

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後十年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量%）は、次表に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表に掲げる率とする。

特定建設資材廃棄物	再資源化等率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

3. ごみ量に係る数値目標（新ごみ処理基本計画の目標年次：平成 27 年度）

発生量

	廃棄物処理法に基づく 基本的な方針	京都府循環型社会形成計画 (仮称)専門委員会取りまとめ	現行計画 (京都市)
平成 17 年度 (2005 年度)		773,432 トン ¹ (対平成 11 年度 3.3% 減)	
平成 22 年度 (2010 年度)	756,551 トン ¹ (対平成 9 年度 5% 減)	734,240 トン ¹ (対平成 11 年度 8.2% 減)	859,000 トン ² (対平成 9 年度 7.9% 増 ³) (対平成 11 年度 7.4% 増 ³)

1 : 京都市の一般廃棄物発生量実績値に、廃棄物処理法または京都府循環型社会形成計画における数値目標（数値は（ ）内）を適用した場合の目標量

2 : 潜在発生見込量 880,000 トンより、発生抑制見込量 21,000 トンを除いた数値

3 : 現行計画における発生見込量の変化率（現行計画では、発生量の数値目標の設定はされておらず、京都市の処理するごみ量（=発生量 - 再資源化量）について“対平成 9 年度 15% 減”を設定）

現行計画での発生抑制の見込

（ ）内、× : 現時点での取組なし、: 一部取組を実施 : 取組を実施

家庭ごみ

- ・缶・びん・ペットボトル等のリターナブル移行 3,000 トン（×）
- ・手つかずの食品 1,000 トン（×）
- ・容器包装の簡易包装・買い物袋持参等 6,000 トン（ ）

事業系ごみ

- ・ト口箱・トレイ 1,000 トン（ ）
- ・ペーパーレス化・ノー包装推進等 9,000 トン（ ）
- ・厨芥類 1,000 トン（×）

再生利用量

	廃棄物処理法に基づく 基本的な方針	京都府循環型社会形成計画 (仮称)専門委員会取りまとめ	現行計画 (京都市)
平成 17 年度 (2005 年度)		71,156 トン ¹ (再生利用率 9.2% 減)	
平成 22 年度 (2010 年度)	181,572 トン ¹ (再生利用率 24%)	163,001 トン ¹ (再生利用率 22.2%)	198,000 トン ² (再生利用率 23% ²)

1 : 廃棄物処理法または京都府循環型社会形成計画における数値目標を適用した場合の発生量目標（上記）に、それぞれの再生利用率目標（数値は（ ）内）を適用した場合の目標量

2 : 現行計画における再生利用見込量（現行計画では、再生利用率の数値目標の設定されていない）

現行計画での再生利用の見込

（ ）内、× : 現時点での取組なし、: 一部取組を実施 : 取組を実施

家庭ごみ

- ・段ボール・古紙類・白色トレイ 7,000 トン（ ）
- ・缶・びん・ペットボトル・紙パック・乾電池 18,000 トン（ ）
- ・その他紙類 9,000 トン（×）
- ・その他プラスチック（容器包装） 17,000 トン（ ）
- ・厨芥類 1,000 トン（×）
- ・大型家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）等 2,000 トン（ ）
- ・鉄分回収 1,000 トン（ ）

事業系ごみ

- ・厨芥類（オンライン） 1,000 トン（ ）
- ・古紙類 33,000 トン（ ）

・缶・びん・ペットボトル	8,000トン(×)
・厨芥類(バイオガス)	26,000トン()
・大型家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)	2,000トン()
・土砂	15,000トン(×)
・ガレキ等	12,000トン()
・廃木材	43,000トン()
・鉄分回収	3,000トン()

最終処分量

	廃棄物処理法に基づく 基本的な方針	京都府循環型社会形成計画 (仮称)専門委員会取りまとめ	現行計画 (京都市)
平成17年度 (2005年度)		148,289トン ¹ (対平成11年度7.7%減)	
平成22年度 (2010年度)	85,811トン ¹ (対平成9年度50%減)	80,330トン ¹ (対平成11年度50.0%減)	156,700トン (対平成9年度8.7%増 ²) (対平成11年度2.5%増 ²)

1: 京都市の一般廃棄物最終処分量実績値に、廃棄物処理法または京都府循環型社会形成計画における数値目標(数値は()内)を適用した場合の目標量

2: 現行計画における最終処分量の変化率(現行計画では、最終処分量の数値目標の設定はされていない)

4. 市民、事業者、市の個別取組事項についての数値目標

「2. 数値目標について整合を図るべき上位計画等」に示される数値目標、及び「3. ごみ量に係る数値目標」に加え、市民、事業者、市の個別取組事項についての数値目標を設定する場合、以下のような事項があげられる。

- ・リターナブル容器への移行率
- ・食べ残し削減率
- ・廃食用油、食品トレイ並びに二次電池などの拠点回収への協力率
- ・エネルギー回収率
- ・ダイオキシン類発生量削減率
- ・CO₂排出量削減率
- ・環境家計簿の普及率
- ・廃棄物処理施設の見学者数 等

3 廃棄物減量等推進審議会のスケジュール

()は小委員会を予定

